

令和5年第2回定例会

新郷村議会会議録

令和5年 6月 5日 開会

令和5年 6月 9日 閉会

新郷村議会

令和5年第2回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和5年第1回議会定例会閉会（3月10日）後）	1
会期日程	3

第1号（6月5日）

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	6
職務のため出席した者の氏名	6
開会の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
報告第1号、報告第2号、議案第33号から議案第42号までの上程、説明	8
報告について	11
議案第33号の採決	11
議案第34号の採決	11
散会の宣告	12

第2号（6月8日）

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	13
職務のため出席した者の氏名	14
開議の宣告	15
一般質問	15

永野 範英君	1 5
滝沢 仁君	1 8
稲葉 嘉浩君	2 2
才神 幸男君	2 6
散会の宣告	3 1

第 3 号 (6月9日)

議事日程	3 3
本日の会議に付した事件	3 3
出席議員	3 3
欠席議員	3 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	3 4
職務のため出席した者の氏名	3 4
開議の宣告	3 5
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	3 5
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	3 5
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	3 6
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	3 7
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	3 7
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	3 8
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	3 8
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	3 9
委員会の閉会中の継続調査について	4 0
日程の追加	4 0
議長の辞職の件	4 1
議長の選挙	4 1
副議長の選挙	4 3
日程の追加	4 4
産業建設常任委員長及び副委員長の選任	4 4
議会運営委員の辞職の件	4 5

日程の追加	4 6
議会運営委員の選任の件	4 6
村長挨拶	4 6
閉会の宣告	4 7
署名議員	4 9

諸般の報告（令和5年第1回議会定例会（令和5年3月10日）後）

令和5年6月5日（月）

◎ 議決結果の報告

- 3月10日、令和5年第1回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 3月20日、4月24日及び5月26日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 5月12日、青森県町村議会議長会理事会出席。
- 5月18日、三戸郡町村議会議長会臨時総会出席。
- 5月23日～24日、全国町村議会議長、副議長研修会（東京国際フォーラム）出席。

◎ 議員派遣の報告

- 3月22日、五戸地区議会議員協議会役員会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和5年3月22日

場 所 五戸町

目 的 五戸地区議会議員協議会主催による役員会

議員派遣 横道一男、村岡和俊

- 4月25日、五戸地区議会議員協議会定時総会・研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和5年4月25日

場 所 五戸町

目 的 五戸地区議会議員協議会主催による総会及び研修会

議員派遣 福山恵一郎、横道一男、細川真理子、滝沢 仁、村岡和俊、才神幸男、永野
範英、稲葉嘉浩

- 5月23日～24日、全国町村議会議長、副議長研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和5年5月23日～24日

場 所 東京都

目 的 全国町村議会議長会主催による研修会

議員派遣 横道一男

会 期 日 程

令和5年第2回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
6 月 5 日	月	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前10時
6 月 6 日	火	委員会	各委員会	午前 9時
6 月 7 日	水	休 会	議案熟考	
6 月 8 日	木	本会議	一般質問	午前10時
6 月 9 日	金	本会議	議案審議	午前10時

第 1 日 (6月5日)

令和5年第2回新郷村議会定例会

令和5年6月5日（月曜日）午前10時02分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第1号、報告第2号、議案第33号から議案第42号まで（村長提出・提案理由説明）
- 日程第 4 報告第1号、報告第2号
- 報告第 1号 出資法人の決算状況の報告について
「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」
- 報告第 2号 令和4年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第33号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第34号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 報告第 1号 出資法人の決算状況の報告について
「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」
- 報告第 2号 令和4年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第33号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第34号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第35号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について
- 議案第36号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 議案第37号 新郷村認可地縁団体印鑑条例案について
- 議案第38号 新郷村過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 議案第39号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案について
- 議案第40号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について

議案第41号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1号）案について
議案第42号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）案につ
いて

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	桜井真紀子君	企画商工課長 観光課長 兼農林課長	櫻基博明君
建設課長	高見憲一君	税務課長	平葭美幸君
住民課長	中鶴間淳子君	厚生課長	福山徹君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山佐登志君

職務のため出席した者の氏名

議事局長	本間由美子君	主査	福山拓史君
------	--------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 定足数に達していますので、令和5年第2回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時02分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、村岡和俊君、細川真理子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福山恵一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から6月9日までの5日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月9日までの5日間と決定いたしました。

◎報告第1号、報告第2号、議案第33号から議案第42号までの上程、説明

○議長（福山恵一郎君） 日程第3、報告第1号、報告第2号、議案第33号から議案第42号までの報告2件、議案10件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和5年第2回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和5年第2回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず初めに、昨日、投開票されました青森県知事選挙に初当選されました宮下宗一郎さん、誠におめでとうございました。市長での実績を遺憾なく発揮され、青森県発展にご尽力されるとともに、新郷村の課題解決にご指導、ご鞭撻賜りますようご期待するものであります。

さて、今年、第59回を重ねた村の伝統あるキリスト祭りは、議員皆様や村内の招待者を招いて開催されました。昨年まで縮小して取り組んでまいりましたが、県知事選挙と重なり、職員の確保等が困難なため、通常どおりできず、多くの観光客が楽しみにしていたかと思うと本当に残念でありましたが、他県や村外から多くの観光客が来場し、盛会裏に終えることができました。これも、ひとえに関係者の努力のたまものと心から感謝するものであります。来年は第60回となることから、記念行事として開催するよう観光協会と検討してまいりたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日に感染法上の位置づけが第5類に変更され、季節性インフルエンザと同様に個人の判断に委ねられることとなりました。発症後3日間は感染症ウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意し、5日間は外出を控えていただき、マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控え、周囲にうつさないよう配慮する対策をする。一般に、保健所から濃厚接触者として特定されないことから、外出自粛も求めない。このような国からの方針を受けて、庁舎内での対応を協議し、罹患者は5日間の出勤停止、検査キットの使用についても指示しないが、必要であれば配付するとしております。国・県の方

針については、広報紙や配布物で住民へ周知してまいりたいと思っております。

一方、事業については、4年度の出納整理期間が終わり、5年度に計画されている事業も地域経済活力を促すために、新年度早々に発注をしております。4年度の剰余金は、歳出抑制や削減等により、おおむね1億9,000万円余りと見込んでおり、基金残高は約17億6,000万円となる見込みであります。比較的、行財政は安定していると思っております。

鳥獣被害等で4年産の長芋も品質が悪く、収量が減少するなど農家が痛手を被っております。状況を把握し、農業意欲の低下とならないよう、課題対策を講じながら農家支援をしてまいりたいと思っております。村民皆様の元気で幸せに暮らせる村づくりに努めてまいりたいと思いますので、議員皆様のご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました報告2件、議案10件についてご説明申し上げます。

報告第1号 出資法人の決算状況の報告については、地方自治法第243条の3第2項による出資法人である一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社の経営状況を報告するものであります。

報告については、お手元の資料のとおりでございますので、ご報告とさせていただきます。

報告第2号 令和4年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和4年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告であります。

議案第33号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現委員の任期が令和5年6月5日をもって満了するので、後任の委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第34号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、現委員の任期が令和5年6月21日をもって満了するので、後任の委員の選任につき、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるために提案するものであります。

議案第35号 新郷村税条例の一部を改正する条例案については、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等が公布されたことにより、本条例の一部について所要の改正が必要となったために提案するものであります。

議案第36号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、地方税法の一部改正に併せ、限度額の引上げをする必要が生じたため、また本条例と新郷村旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免に関する規則の減免期間の整合性を図るために提案するものであり

ます。

議案第 37 号 新郷村認可地縁団体印鑑条例案については、地方自治法の規定により、村長の認可を受けた地縁による団体が、印鑑の登録及び証明書の発行を得るために必要な事項を定めるために提案するものであります。

議案第 38 号 新郷村過疎地域持続的発展計画の一部変更については、事業の追加により、新郷村過疎地域持続的発展計画の一部を変更する必要があるために提案するものであります。

議案第 39 号 令和 5 年度新郷村一般会計補正予算（第 1 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,007 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 7,107 万 6 千円といたしました。

歳入の主なる内容は、14 款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,593 万 9 千円、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金 205 万円、15 款県支出金で、青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金補助金ほかで 207 万 2 千円、18 款繰入金で、いきいき新郷村づくり基金ほかで 2,840 万 3 千円、20 款諸収入で、光通信ケーブル移設補償費 1,161 万 2 千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なる内容は、2 款総務費、7 項企画振興費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金 900 万円、電力・ガス・食料品等価格高騰対策地域振興商品券で 2,172 万円、光ケーブル工事請負費で 1,650 万円、3 款民生費、1 項社会福祉費でキュービクル改修工事費 160 万円、2 項児童福祉費で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金で 200 万円、青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金で 200 万円、8 款土木費、3 項住宅費で、修繕費 129 万 3 千円をそれぞれ追加しております。

議案第 40 号 令和 5 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,595 万 3 千円といたしました。

議案第 41 号 令和 5 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,513 万 5 千円といたしました。

議案第 42 号 令和 5 年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,244 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,505 万 4 千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に

伴い質問に応じ、本職はじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句の読み違い等については、議長において訂正願いたいと思います。

◎報告について

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、報告第1号 出資法人の決算状況の報告について「一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社」、報告第2号 令和4年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については報告事項であります。内容については、提案説明の際に報告されております。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第33号の採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第5、議案第33号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎議案第34号の採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第6、議案第34号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意を求めることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時21分）

第 2 日 (6 月 8 日)

令和5年第2回新郷村議会定例会

令和5年6月8日（木曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
永野範英君
滝沢 仁君
稲葉嘉浩君
才神幸男君
-

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|---------|
| 1番 | 稲葉嘉浩君 | 2番 | 永野範英君 |
| 3番 | 才神幸男君 | 4番 | 横道一男君 |
| 5番 | 村岡和俊君 | 6番 | 滝沢 仁君 |
| 7番 | 細川真理子君 | 8番 | 福山 惠一郎君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

- | | | | |
|-----------|---------|---------------------------------|-----------|
| 村 長 | 櫻井雅洋君 | 副 村 長 | 横田堅悦君 |
| 教 育 長 | 岡田 稔君 | 総 務 課 長 | 横道敏克君 |
| 会 計 管 理 者 | 桜井真紀子君 | 企 画 商 工
観 光 課 長
兼 農 林 課 長 | 櫻 臺 博 明 君 |
| 建 設 課 長 | 高見 憲一君 | 税 務 課 長 | 平 葭 美 幸 君 |
| 住 民 課 長 | 中鶴間 淳子君 | 厚 生 課 長 | 福 山 徹 君 |

診療所事務長 工藤勝志君

教育委員会
総務課 会長

福山佐登志君

職務のため出席した者の氏名

議事 務局 会長 本間由美子君

主 査

福山拓史君

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永野範英君

○議長（福山恵一郎君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、永野範英君。

○2番（永野範英君） おはようございます。

議席番号2番、永野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして2点ほど質問をさせていただきます。

まずは、5月20日土曜日、新郷中学校の体育祭を初めて見学をさせていただきました。午前中だけの体育祭でありましたが、どの学年も全力で競技に参加し、真剣に取り組み、応援も一生懸命で元気をいただき、素晴らしい体育祭でありました。

それでは1点目でございますが、村内観光施設についてであります。

村内観光施設の立木管理について村長より伺います。

令和5年4月18日、某新聞に4月16日午前3時20分頃、神奈川県のカンパ場で木がテントを直撃し、中にいた夫婦で妻が死亡し、夫はあばら骨を折るなどの大けがをしたと掲載されておりました。木の根元の腐食が進んでいたということです。

また、5月8日朝、広島県福山市の公園では、高さ約16メートルの杉の木が根元から倒れ、遊具のブランコを直撃しているのを市の職員によって確認されたと掲載されておりました。

今年3月、今回のような倒木を心配する利用者の声が市役所に寄せられていたといえます。しかし、市は木の状態について、現地確認をしていなかったということです。幸い、倒木によるけが人はいなかったということではありますが、このように全国各地において、倒木による事故などが発生している状況にあります。

当村の間木ノ平グリーンパークキャンプ場は大盛況と聞いております。これから観光シーズンも本格化し、ますます観光客、そしてキャンプの需要が増加していくことが予想されます。

間木ノ平グリーンパークキャンプ場は、昭和57年開園以来、今年で42年目となります。第1、第2オートキャンプ場の立ち木も大分大きくなりました。そしてまた、菅場のミズバショウ群生地 of 立木なども相当大きくなっております。

新郷村での観光、キャンプを楽しく安全に体験していただくため、立木管理についての安全点検、パトロール、そして観光客、キャンパーへの配慮など安全対策、そして事故などの際の損害賠償について伺いたい。

次に、2点目でございますが、森林クラウドシステムについてであります。

森林クラウドシステムの事業内容とその効果について、村長より伺います。

青森県は今年4月から森林クラウドシステムの運用を始め、県や市町村が組織ごとに管理していた森林情報を一元化し、各種申請や計画策定の効率化を図り、森林資源の利活用を促進したいと新聞に掲載されておりました。

森林クラウドの導入により、期待できる効果などについてお知らせ願いたい。

以上、2点の答弁をお願いし、再質問は自席にて行います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは早速、2番、永野議員の村内観光施設の立木管理についてのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、観光客の安全は大事なことを考えております。

しかしながら、間木ノ平グリーンパークは自然公園であり、立木が枯れたりすることは十分に考えられます。実際、令和3年度に冬期休園中で観光客はいませんでした。倒木によるバンガローの屋根が壊れた事例がありました。

園内の森林の大部分は保安林に指定されているため、みだりに伐採はできませんが、枯れ木、枯れ枝を発見したときは、速やかに伐採するようにしております。今年の4月には、菅場のミズバショウの遊歩道で枯れ木を発見し、翌日には伐採を行ったりしたように、発見したときは速やかな危険除去に努めております。

今後も観光客に倒木等によるけが等がないよう、職員による監視を随時行っていただくほか、看板を設置し、観光客の方へ注意喚起を行ったりして、安全管理の強化に努めていきたいと考えております。

また、事故等の際の損害賠償であります。間木ノ平グリーンパーク園内は公社が加入している損害責任補償で対応し、それ以外の観光施設では、村で加入している総合賠償保険で対応するようにしております。

次に、森林クラウドシステムについてですが、森林クラウドシステムというのは現在、紙ベースで行っている森林情報の利用について、青森県がつくったクラウドシステムを利用し、森林情報の一括化を図り、利活用の促進を行うというものでございます。

具体的には、伐採届や造林補助申請がウェブ申請できるようになること、林地台帳や森林の施業履歴、造林計画がウェブ閲覧できることがメリットとして上げられます。

しかし、このシステムを運用するためには適正な森林情報の入力が必要です。自治体がこのシステムへの情報を提供しなければならないが、求められている情報の中には森林レーザーによる解析資料というものもあり、これは村が多額の経費をかけて作成、更新しなければならず、また提供する資料には個人情報も含まれているため、別途、保護に関する契約も必要となっております。このため、当村はまだ参加に至っておりませんし、近隣の市町村でまだどこも参加していないと聞いております。

今後は他町村の動向を見ながら、参加を模索していきたいと考えております。

以上、永野議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） ありがとうございます。

指定管理されている施設の安全対策と管理については分かりましたが、指定管理されていない施設について、下大石神、上大石神ピラミッド、それからミズバショウ群生地の立木の管理主体はどこなのか、1点目。

そして、また2点目でございますが、この3施設については損害賠償保険などに加入しているかどうか、お知らせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 一般的に、公社の場合は、指定管理としてキリストの墓、また間木ノ平グリーンパークを指定管理させてはおります。

それ以外の自然観光地については、指定管理はさせていないんですが、それについてのもし何かあったときの損害は、全て村で加入している損害賠償保険のほうで対応するようにしております。

そして、管理の仕方については担当課と十分監視するようにこれから指示してまいりたい、

そう思っております。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） ありがとうございます。

指定管理されている施設の立木管理については、よく管理されていると思います。

これからも、どうか安心・安全な観光、キャンプができるよう万全の体制で管理、運営をしていただきたいと思います。

そして、また検討課題というのは、先ほどの指定管理にない施設でございますけれども、上大石神ピラミッドとか、それから上大石神、菅場のミズバショウについても賠償保険で責任を取るような答弁でございましたけれども、パンフレットとか要覧なんかでも宣伝をしておりますので、村に過失があった場合には、やはり何らかの責任が発生してくるものと思いますので、それらにも施策をこれから検討していただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それから、最後ですけれども、森林クラウドシステムについては、森林クラウド導入によりまして森林の保全が保たれまして、森林、林業行政がますます振興していくものと先ほど答弁を伺いましたけれども、これらについてもよろしく願いいたしたいと思っておりますけれども。

本日は村内観光施設の立木管理について、そしてまた森林クラウドシステムの事業内容とその効果についての2点について質問をさせていただきました。

今度とも櫻井村長の行政手腕にご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（福山恵一郎君） 以上で、永野範英君の一般質問を終わります。

◇ 滝 沢 仁 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、6番、滝沢仁君。

○6番（滝沢 仁君） おはようございます。

質問に入る前に、先日の青森県知事選挙において宮下宗一郎氏が当選されたことについて、宮下宗一郎君を支援する三戸郡町村議員有志の会の会長として、お礼とお喜びを申し上げます。

宮下氏にはあらゆる政策で全国をリードし、可能性を秘めた青森県を前進させ、スローガンである「青森新時代」のスタートを期待しております。また、新郷村にも何かしらの影響があるものと思われま。

それでは、議長のお許しが出たので、通告に従い、鳥獣被害について質問させていただきます。

す。

我が村は、豊かな水や森林、四季の変化に富んだ自然豊かな村です。私たちは、この豊かな自然環境を次世代に受け継ぐ必要があります。

そこで、私は令和4年第3回定例会で鳥獣被害についてお聞きいたしましたが、その後、私は被害の状況を聞いたり見たりしていますが、被害は増えております。

例えば、大畑地区、田茂代、水沢、椈ノ木、専沢地区の水田で大変な被害が出ており、中には今年の稲作を断念した農家もおります。この状況においても有効な対策はされていないようなので、再度質問させていただきます。

1、イノシシや熊、ニホンジカ等の目撃情報や捕獲頭数は。

2、鳥獣被害防止対策の進捗状況は。

以上、2点を村長、また担当課長から伺います。

なお、再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、6番、滝沢議員の鳥獣被害防止対策についてのご質問にお答えします。

鳥獣被害の対策として、令和3年度に元気な地域づくり支援事業費補助金を活用して、箱わなや電気牧柵、監視カメラを購入し、青森県猟友会新郷支部の協力を得て被害防止活動に取り組んでいるということは、既に議会で答弁させていただいたところでございます。

その後の活動として、12月にはICTを活用した捕獲業務として、イノシシを対象にドローンによる生育調査を行い、その後巻狩りを実施しました。また、12月から2月にかけて計5回、西越地区で巻狩りを実施。その際には、ニホンジカ1頭を捕獲しております。

今後は、ドローンを使った駆除など他町村への事例を調査しながら、さらなる有効な手だてを考えていきたいと思っています。

また、イノシシ等野生動物は、村内から追い払うと隣地町村に被害をもたらすこともあり得るので、先月開催された八戸圏域連携中枢都市圏市町村長会議において、鳥獣被害防止対策について広域で対策するべきだということを提案させていただいているところでございます。

詳細については、農林課長より答弁させていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 農林課長。

○企画商工観光課長兼農林課長（櫻井博明君） 6番、滝沢議員のご質問にお答えいたします。

イノシシや熊、ニホンジカ等の目撃情報や捕獲頭数ということですが、目撃情報につきまし

では、イノシシが8回、熊が12回、ニホンジカが7回、そのほかですが、ハクビシンが6回、アライグマが5回という報告を受けております。

また、捕獲頭数は、イノシシはゼロ頭、熊が4頭、ニホンジカが2頭、ハクビシンが1頭という報告を受けております。

以上、滝沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 6番。

○6番（滝沢 仁君） 私、令和4年第3回定例会で鳥獣被害防止の対策ということでお聞きしていましたが、現状ではどれくらい被害があるのか、どのような対策をしているのか、今後、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、被害防止対策をするべきではないのかという質問をしたときに、村長の答弁で、今、出てきたのでいいですけども、鳥獣被害の実態の把握、これがされていないのかなと思っております。

先ほど演壇でも申したとおり、水田等で大変な被害が出て、田んぼを植えることも断念した農家がいるということ、それくらい深刻な被害だということですよ。

また、答弁の中で、今後の取組について、猟銃免許の取得者への育成、これも全然なされていないのかなと思っております。

鳥獣被害防止総合対策交付金については、捕獲サポート隊の設置など関係団体との話し合い。これのことについてもちょっと分からない状況です。

また、猟友会の皆様方、駆除隊と言っているんでしょうか。わなの設置の指示は村からあるようですが、見回りするためには昨今の燃油高、これは大変な負担となっているはずですよ。そのことに対しての対策もなされていないようですよ。またいろいろ猟友会の皆様から聞きましたが、ロシア、ウクライナの影響があり、また物価高等あり、猟銃の弾、これも1.5倍以上になっていて、駆除するときは、まず射撃に行くときは会から出してもらっていると。それでもちょっと足りない部分もありますが、猟に出る、駆除するときは全て自腹だと。少ない報酬の中でやっつけて、この状況ではとても協力ができるような感じではないというふうな話も聞こえておりますが、そのことに対しての対策が全然、昨年9月からなっていないのではないかなと思ひ、再度質問させていただきますので、ここのところ、お答えをお願いします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 確かに、滝沢議員のおっしゃるとおりだと思います。

がしかし、サポート隊についてはうちのほうで募集を募ってはおりますが、なかなかそれに対して応募されるものがない。じゃどうするかということは、これから猟友会の方々と相談し

ていかなければならないということで話はされております。

そして、今年の2月ですか、猟友会の方とそういう意見交換する場がありましたけれども、なかなか猟友会のほうもそれに携われるような人がいないという話は聞いております。じゃどうするかということも、これから考えていかなければならないと思います。

そして、被害に対しては、今、私たちが聞いている被害については、水稲に関してはなかなか情報が入ってこないんですが、若干、大畑のほうで水稲、田んぼがやられたという話はちらっと聞いておりました。主に聞いているのは、長芋関係が多いということは、ある程度の被害は把握しているつもりではございます。

ですから、今回の定例会でもお話ししましたように、その辺の対策等々についても支援できればなというところを考えているところでございます。

それから、猟友会に対しての支援なんですけど、これは猟友会のほうからやはりそういうふうな切なる要望がないと、なかなかうちのほうからこれ出すからこれやってくださいというところまでいかないのではないのかと。

ですから、十分、鳥獣被害については猟友会と一体になって取り組んでいかなければならないものと、そういうふうにご考えております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 6番。

○6番（滝沢 仁君） 被害の実態が村当局で分かっていないということは大問題だと思います。農家の支援をしていくと言っておきながら、被害の状況が分からない。長芋の被害、また水田の被害の状況が分かっていないということは、支援をどうしていくかということが分からないということだと思います。

また、先ほど村長の答弁でもありました、前回も同じ答弁がありましたけど、元気な地域づくり支援事業費補助金で、箱わな、電気柵、監視カメラ、94点を購入しておりますという答弁でしたが、カメラは使われているようでありますが、箱わな等どういふふうに使われているのか、ほぼ使われていないんじゃないかという話もありますが、そういうことも2年もたってしまっていますので、それを有効活用できないというのはどういうことでしょうか。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） このものについては、駆除実施隊という、そこに委託しておりますので、その方がやはり積極的にやっけていかないと、箱わなといえども許可ないと、やっぱり狩猟の許可を持っていないとわなかけられないと。ですから、職員が勝手にかけるというわけには

いかないということで、全て猟友会に委託しているような状況でございます。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 6番。

○6番（滝沢 仁君） 箱わなのことは答弁ありましたが、先ほど被害の状況のことを把握していないということは大問題じゃないのでしょうかと私は質問しておりますが、そのことについて今後どういう対応をしていかなければならないという答弁があるのかなと思いましたが。被害を把握していない、さっきから何度も言いますが、被害が把握できないのに、それに対して支援するということは、的確な支援ができないような状況ではないかとは思いますが。そこについて再度質問いたします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 長芋についてはうちのほうで十分把握して、また被害の報告を受けております。ですから、十分把握しているつもりです。

ただ、米については、ちまたで聞いただけで、実際、被害届を出されているかどうか、その辺が……そういうふうなことでお答えしたつもりでございます。

以上です。

（「今後、被害の状況をどう把握するのかと私聞いているので。何もしないならしないと言ったらいいでしょう」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 農林課長。

○企画商工観光課長兼農林課長（櫻臺博明君） 滝沢議員の質問にお答えします。

先ほどの村長の答弁の中で、米は分からないという発言があったと思うんですけども、私どものほうに入っている情報は、植えた作物が被害を受けたという報告なので、最初から植えていないという情報はちょっと的確にまず収集できていなかったところがあると思います。

いずれにしましても、農家、または農協さんとか関連したところから被害があった場合は、的確に情報収集し、それを踏まえた被害防止対策に努めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、答弁を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 以上で、滝沢仁君の一般質問を終わります。

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（福山恵一郎君） 次に、1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

間木ノ平グリーンパーク施設の令和4年度利用状況及び今後についてお聞きいたします。

令和2年1月、日本国内において初めて新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、我が新郷村においてもコロナ対策としてワクチン接種はもちろんのこと、様々な対策、あるいは多方面への支援がなされてまいりました。

そんな中、令和3年度に実施された間木ノ平グリーンパーク施設設備等整備事業について、以下のとおり質問いたします。

1、テニスコート、3人制バスケットコート、コテージ、それぞれにつき改修工事及び設置工事にかかった費用の金額並びにその財源は。

2、テニスコート、3人制バスケットコート、コテージ、それぞれの令和4年度の利用状況及びそれぞれの売上額はいくらになるか。

3、上記3施設につき今後の見通しは。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、1番、稲葉議員の間木ノ平グリーンパーク施設の利用状況及び今後についてのご質問にお答えします。

まず、改修工事費、財源等については令和2年度及び3年度の決算で既に報告済みであります。テニスコートの改修費は2,650万円、バスケットコートの建設費は1,760万円です。また、コテージの設置費は1,320万円で、いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

次に、利用状況及び売上金額ですが、テニスコートが119名、11万9千円、バスケットコート119人、5万9,500円、コテージが27人、3万2千4百円となっております。

今後の見通しですが、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響でコロナ前の約半分へと減少しておりましたが、昨年は7割程度に回復し、また先月は、コロナの分類が2類から5類になったことを受けて、高校の遠足の予約が入り始めていることから、これらの施設の利用者も徐々に増えていくことを期待しております。

冬のキャンプが好調なこともあり、キャンプを軸に広域観光を進めることや、ふるさとまつり等イベントの開催により集客を図ってまいりたいと思っております。

以上、稲葉議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 1 番。

○1 番（稲葉嘉浩君） ご答弁いただきました3施設とも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が財源となっているということで、国の事業である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に自由度高く活用することが可能であり、各地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施されるよう措置されているものです。つまり、コロナ対応のための取組である限り、原則、地方公共団体が自由に使うことができる交付金になります。

我が新郷村では、アフターコロナを見据え、令和2年度に県の青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金を利用して、ローラースケート場改修事業を実施し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で間木ノ平グリーンパークの新たな宿泊施設コテージの設置や、令和3年度には同じく臨時交付金でテニスコート、3人制バスケットコートのレジャー施設設備の改修及び設置工事を行いました。

これらの事業について、私は令和2年第1回臨時議会において、間木ノ平グリーンパーク宿泊施設等設置等事業に反対し、令和3年第2回定例議会において、3人制バスケットの設置について一般質問した経緯がございますが、結果的にこれら全ての事業が議会の承認を得、実施されたわけであります。

村長にお伺いします。

当時、全国的に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途について話題になり、令和4年3月にはNHKの全国ニュースで、新郷村のコテージについて映像とともに全国放送されました。

新郷村には当時も今現在も老朽化が問題視され、早急に取り組むべき新郷温泉館などの村民にとってなくてはならない施設があると思います。

実質、半年間の営業期間であるグリーンパークの施設とコロナ臨時交付金を温泉館設備等の改修工事に使うことは考えなかったでしょうか。

ただいま3施設の利用状況、売上額を伺いましたけれども、これら3施設の費用対効果は決して高いとは言えないと思います。今以上の利益を上げる必要があると思いますが、どうお考えですか。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、内閣府地方創生推進室

では臨時交付金の創設当初より、地方公共団体において臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果について公表するようお願いしているということですが、新郷村ではどのような方法で公表しているのかお答えください。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今の質問なんですが、確かにこれがコロナの関係になるのかと言われると、当初こういう事業をやりますよと国に計画書を出して、それで認められた事業についてやった事業でございます。

確かに、コテージについても、当初うちのほうに温泉という場所があるんですが、ただ温泉は一般の人もどんどん入ってくると。そうすると、隔離するようなところがないということからコテージを設置させて、もし必要であればそこに隔離させていただくというふうなことで設置したものでございます。

費用対効果というけれども、行政がやるものというのは皆サービス事業だと思うんです。採算取れないからやめるということであれば、何でも皆やめなければならない。そういうものではないと思うんですよ。やっぱり村民のためにサービスを提供していかなければならない。こういうのを設備して、そして利用してもらって楽しんでもらう、そういうふうな施設でなければならないと、私はそう思っております。ですから、採算取れないから、じゃやめますということにはならないと思っております。

それから、交付金のあれはどういうふうにしてなったかというような公表は、ホームページ等で公表されておりますけれども、今年の5月上旬でしたか、このコロナの交付金に対する事業に対する会計検査院が入りました。村内ではなく、青森県内でどこに入ったのかな、ちょっと実態は……三戸に入ったそうです。実態は把握していませんでしたが、ただ入るといっただけでどこに入るというのはまだ公表されていなかったんですが、当村にはやっぱり恐らく利用実績が当初考えているとおりでと思うので、入らなかったのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） 臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果についての公表は、ホームページでされているということですが、一般の方へのやっぱり公表も必要なんじゃないかということで、新郷村についてはちょっとその辺が、あまり公表の仕方がちゃんとしていないのじゃないかなというのを感じたので今、発言させていただきました。

何かと話題の今、むつ市ですけれども、臨時交付金の活用事業全てについてコロナウイルス

感染症の予防や経済対策として目的を十分達成し、大いに成果があった、おおむね成果があった、目的を達成したとは言い難いというA、B、Cの3段階で効果を検証して公表しているようです。

新郷村でも、そういう分かりやすく、一般の方への公表が必要だと思います。広報やホームページに掲載するべきだと思いますが、村長はどうお考えですか。

最後に、令和3年度新郷村一般会計特別会計歳入歳出決算書の令和3年度新郷村各会計決算審査意見書に、監査委員の審査の意見として、事業の優先度や緊急度の明確化、施策の選択と重点化を行いとあります。

今のただいまの3施設について、温泉館と比べていますけれども、新郷村の財政の中、厳しい財政ですけれども、今後コロナに関する交付金は徐々になくなるものと思われまふ。今後も国や県の交付金、あるいは補助金に頼らざるを得ないのが現状だと思います。

ゆえに、監査委員の提言する事業の優先度や緊急度の明確化、施策の選択と重点化の見極めが非常に重要だと思いますが、この点、村長はどうお考えですか。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 確かに、そういうふうな捉え方はできると思います。優先順位となると、じゃ一番最初に何やらなければならないのかというのは、おのずと分かると思います。

がしかし、村の財政というのは今年度の予算が大体25億円、その中の人件費が何%、これが何%というふうな予算決めたとき、広報紙なんかで公表されてはおりますけれども。

先ほどから温泉館という話なんです、温泉館はやはりコロナの対策だけでは追いつかない。これは別な枠組みで考えていかなければならないのかな。まだ具体的にどういうふうにするかというのはまだ考えていないんですが、おいおいにはやはりやっていかなければならないことだと思いますし。

これ今、間木ノ平グリーンパークの施設の関係なので温泉館は別質問だと思いますが、その辺は私の知っている範囲内でお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、3番、才神幸男君。

○3番（才神幸男君） おはようございます。3番、才神です。

ただいま議長よりお許しが出ましたので、質問させていただきます。

1、村のスポーツ推進について。

要旨。学校を含む村内のスポーツ施設の維持管理、今後の村のスポーツについて。

明細。コロナ感染により各地でスポーツ大会等が中止になったり、施設の使用制限や使用禁止になり、スポーツを楽しむ人、大会を開催しても観客が少なく、スポーツ離れが出ているのではないかとされておりまして。

また、学校では子供ロコモが今まで以上に増えているとされ、大きな問題になっていると報道されておりまして。

村のスポーツ施設も3年近く使用しない状態であると思われ、老朽化が進んだり、雑草が生えている施設も見受けられます。

今年は、村民運動会や各スポーツ大会を実施する方向で計画を進めていると聞いており、私はスポーツに対する村民の意識が前より落ちているのではないかと思います。

そこで村長に伺います。

今、各施設がどのような状態なのか、そして村民の健康、融和のために私はスポーツをもっと普及させるべきではないかと考えますが、村長の考えを伺いたい。

なお、再質問については自席にて行います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、3番、才神議員の学校を含む村内のスポーツ施設の維持管理、今後の村のスポーツについてのご質問にお答えします。

新郷村のスポーツ人口については、コロナ禍により3年間余りスポーツ関連事業が自粛されるなど、スポーツをする機会が減ってはおりましたが、意欲的にスポーツ人口が落ちているような感じはしておりません。

新郷村の人口減少、少子高齢化に並行して、年々スポーツ人口も減ってくるとは思いますが、ただ限られている人数でのスポーツ振興には積極的に取り組んでいるのではないかと思います。

6月10日から2日間、三戸郡総合体育大会が行われますが、新郷村は選手団総員約100名で、16競技種目のうち8種目にエントリーしております。

今後につきましても、ますます少子高齢化が拍車をかけることが想定されますが、現状を考えますと、ハード競技スポーツまではいかない体力的にはそれほど負担にならない高齢者向けのグラウンドゴルフ、ゲートボール、パークゴルフ、さらには今後、軽スポーツとしてのブー

ムにもなっておりますボッチャ、モルック、ラダーゲッターなど誰でも参加できるスポーツ推進にも取り組み、体の健康はもとより心の健康も含め、村民のスポーツを通じて健康、融和のため交流を深めていければと思います。

学校を含む村内のスポーツ施設の維持管理については、教育長より答弁させます。

○議長（福山恵一郎君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） それでは、村長の答弁に引き続き、3番、才神議員の村のスポーツ推進についての質問にお答えします。

まず、学校関係の現状ですけれども、少子化の波には逆らえないで、小学校、中学校とも単独での参加もありますけれども、ほかの学校との合同チーム、それからクラブ活動への移行とか、そういうのを余儀なくされている現状です。

学校の施設、設備に関しましては、部活動であったり、それから合同チームの単独での自分の学校での練習であったりとか、有効的に活用はしております。

なお、それに地域スポーツ活動も時間帯をずらして参加している場合もあります。

また、新型コロナウイルスによるスポーツ活動の停滞はご承知のとおりであります。できることは感染予防対策を取りながら、あるいは種目等を工夫しながら実施してきており、意欲の減少を少しでもなくそうと努力してきております。

現在の施設、設備の状況につきましては、屋内施設の体育館、公民館等につきましては学校の部活動、スポーツ少年団の活動、地域スポーツとしての野球、バスケット、ソフトテニス、バドミントン等の活動拠点として活用してきており、屋外施設であるグラウンド、野球場、テニスコート、プール等につきましては業者委託による整備を行っており、体育協会と野球、ソフトボールで使用しております。

特に、旧新郷中学校のグラウンドについては、3年間開催できなかった村民運動会を開催するためにしっかりと整備する予定であります。

プールについては、この間清掃等も終わりました。7月、8月の子供たちの授業、それから村民の避暑という形で夏期の体力向上に努めていくつもりです。

また、スポーツ振興というか、ちょっと例外になるかもしれませんが、6月18日、グラウンドゴルフの村長杯がございます。間木ノ平グリーンパークで行いますけれども、この村長杯には村内外から320名の参加があり、大きな交流の場になっていることもあります。

これからも村民の健康と安全に心がけ、幸せな村づくりのためにスポーツ振興に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、才神議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 3番。

○3番（才神幸男君） 先ほど村長が言うように、高齢化に合ったスポーツ種目もたくさん出ていると言われておりますが、まず人口減少、高齢化が進み、昔みたいな運動会、スポーツ大会ができなくなり、私自身も少し寂しく思っております。

先ほど村長が言ったように、いろんな老人の高齢者のスポーツもたくさんあります。やはり、うちに閉じ籠もっているよりは、そういうスポーツを推進し、少しでも外に出てみんなと交遊を持てるような環境にしていきたいなと思います。

5月号のみずばしように教育長のWBCから学んだこと、そして大きな感動をもらったと掲載しており、そこで教育長は精いっぱい力を出すこと、みんなで同じ方向を向く、目標を持つこと、この3つの言葉を用いて子供たちの健全な成長にみんなで協力し合おうと村民に呼びかけております。

私もスポーツを好きな一人として、教育長の言葉、そしてWBCに感動し、改めてスポーツの力を再認識したものです。

そこで、教育長に2点ほどお伺いします。

先ほど、教育長は学校の部活の中で単独ではできないスポーツもあると。生徒が学校の部活として生徒全員が入って活動しているのか。いない生徒がいるとしたら、その生徒に対してどのような対応を取っているのか。

2点目、村には体育協会があり、村からの予算で各団体が活動していると思いますが、今現在、協会にどれぐらいの団体が加入し、その活動状況はどうなのか。また、予算の配分はどのようになっているのか、この2点を教育長にお聞きしたいと思います。

予算の関係もあるので、次の2点を村長からお伺いしたいと思います。

1点目は、村のスポーツを盛り上げるためにも体育協会への予算の増額が必要と思われるのですが、その考えはあるのかどうか。

2点目は、村の村営コートが2面ありますが、いろんな面で利便性があるオムニコートに整備する考えがあるのかどうか、この2点を村長にお伺いしたい。

以上で終わります。

○議長（福山恵一郎君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） 今の才神議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、単独でできない子供たちということになりますけれども、中学校の場合はまず教育課

程内ですが全員参加という形になります。他校との合同チームに出ている子供もいれば、そうでなくて中学校の陸上部とか、そういう形で部活をやっている場合もございます。

小学校の場合も、ヤング五戸の野球チームに入っている子供とか、それから倉石のミニバスの女子に入っている子供、それから学校で独自でやっている部活動そのものは、郡陸の大会とか、そういう何か臨時的にできるものについては全員参加したり、4年生以上が参加したりということになります。

していない子供はいるのかというご質問ですけれども、特別支援の子供たちとか、ちょっとやっぱりそういう体力的に無理があったりする子供たちは入っていないこともございますけれども、そういう子供たちに関しては、保護者と連絡を取りながら、体育的なこととはちょっと違うことになるかもしれませんが、手当てをしていると思います。

それから、先ほどありました体育協会とかスポーツ推進委員とかそういうののことについてですけれども、体育協会の中では地域スポーツとして野球、ソフトテニス、スキー、山岳、陸上競技は今のところ休部という形になっておりますけれども、バスケットボール、弓道、バドミントン、ママさんバレーボールも今は休部となっております。それからボウリング、それからグラウンドゴルフということで、先ほど申しましたグラウンドゴルフは非常に会員もたくさんいまして、盛んに行っています。

配分についても詳しくお教えほうがよろしいですか。

(「よろしいです」の声あり)

○教育長(岡田 稔君) 多いところもありますし、ちょっと少ないところもございます。

以上です。

○議長(福山恵一郎君) 村長。

○村長(櫻井雅洋君) 才神さんの質問なんですが、スポーツ協会の増資、増額なんですが、今のところ体協のほうから値上げしてください、また増資してください、増額してくださいという要望はないことは確かです。ですから、それで十分間に合っているのかなというふうに思っておりますが、もし何かあったときはそれなりにまた考えていきたいなと思っております。

それから、テニスコートの整備なんですが、これは学校で行っているテニスコートだと思うんですが、これについては今のところ改修する予定はありません。

以上です。

○議長(福山恵一郎君) 以上で、才神幸男君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る9日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時57分)

第 3 日 (6 月 9 日)

令和5年第2回新郷村議会定例会

令和5年6月9日（金曜日）午前10時01分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第35号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第36号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第37号 新郷村認可地縁団体印鑑条例案について
- 日程第 4 議案第38号 新郷村過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第 5 議案第39号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案について
- 日程第 6 議案第40号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第 7 議案第41号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第 8 議案第42号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第9まで議事日程第3号に同じ
- 追加日程第1 議長の辞職の件について
- 追加日程第2 議長の選挙の件について
- 追加日程第3 副議長の選挙の件について
- 追加日程第4 産業建設常任委員長及び副委員長の選任の件について
- 追加日程第5 議会運営委員の辞職の件について
- 追加日程第6 議会運営委員の選任の件について

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 稲葉嘉浩君 | 2番 | 永野範英君 |
| 3番 | 才神幸男君 | 4番 | 横道一男君 |

5番 村岡和俊君

6番 滝沢仁君

7番 細川真理子君

8番 福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	桜井真紀子君	企画商工課長 観光課長 兼農林課長	櫻臺博明君
建設課長	高見憲一君	税務課長	平葭美幸君
住民課長	中鶴間淳子君	厚生課長	福山徹君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山佐登志君

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	本間由美子君	主査	福山拓史君
-----------------	--------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時01分）

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、議案第35号 新郷村税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第2、議案第36号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第3、議案第37号 新郷村認可地縁団体印鑑条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、議案第38号 新郷村過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第5、議案第39号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第6、議案第40号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第7、議案第41号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第8、議案第42号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（福山恵一郎君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は追ってお知らせいたします。

（午前10時09分）

○議長（福山恵一郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午前10時09分）

◎日程の追加

○議長（福山恵一郎君） 私は先ほど都合により、議長の辞職願を副議長に提出しました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、議場を退場することにし、副議長と交代し、副議長は議長席をお願いします。

（福山恵一郎君 退場）

○副議長（横道一男君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務

を行います。

◎議長の辞職の件

○副議長（横道一男君） 追加日程第1、議長の辞職の件を議題といたします。

事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本間由美子君） それでは朗読します。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

新郷村議会副議長、横道一男様。

新郷村議会議長、福山恵一郎。

令和5年6月9日。

以上でございます。

○副議長（横道一男君） お諮りいたします。

福山恵一郎君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、福山恵一郎君の議長の辞職を許可することに決定しました。

福山恵一郎君の入場を許可します。

（福山恵一郎君 入場）

◎議長の選挙

○副議長（横道一男君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、どのように行いますか。

1 番、稲葉議員。

○1 番（稲葉嘉浩君） 指名推選で。

（「動議に賛成」の声あり）

○副議長（横道一男君） ただいま稲葉議員から、議長の選挙の方法については指名推選による動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

指名推選という動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名者の決定の方法については、どなたか推選はありませんか。

3 番、才神議員。

○3 番（才神幸男君） 横道一男君を推選します。

（「動議に賛成」の声あり）

○副議長（横道一男君） ただいま才神議員からの動議により、私、横道一男を議長に指名する動議は、2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

動議を直ちに議題として採決します。

お諮りいたします。

この動議のとおり、私、横道一男を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました私、横道一男が議長に当選となりました。

ただいま議長に当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定によって、本席から口頭をもって当選の告知を受け、挨拶を申し上げます。

ただいま議長に指名されました元副議長の横道一男でございます。

何分にも不慣れなもので、皆様方のご協力、ご指導がなければこの議会運営を盛り立てていけないと、そういうふうにかように存じております。

私は、常に中立である皆様方のご意見を聞いて、公平な立場でこの議会を運営させていただきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

◎副議長の選挙

○議長（横道一男君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

副議長に細川真理子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名により、細川真理子君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました細川真理子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました細川真理子君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、本席から口頭をもって当選の告知をします。

細川真理子君、ご挨拶を演壇にてお願いします。

○副議長（細川真理子君） ただいま副議長という大役に指名推選されました。身に余る思いです。私のような若輩者で本当によろしいのでしょうかというのは疑問です。でも、なった以上は議長の足手まといにならないように、一蓮託生で議長と共に頑張っていきたいと思えます。

今まで同様、皆様のご協力、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（横道一男君） 協議のため暫時休憩します。

（午前10時21分）

○議長（横道一男君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前10時22分）

◎日程の追加

○議長（横道一男君） 産業建設常任委員会より、正副委員長の選任をやり直したいとの申出がありますので、お諮りします。

産業建設常任委員長及び副委員長の選任を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員長及び副委員長の選任を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎産業建設常任委員長及び副委員長の選任

○議長（横道一男君） 追加日程第4、産業建設常任委員長及び副委員長の選任を行います。

この後、委員会を開き進めてください。

委員会組織互選のため休憩とします。

（午前10時23分）

○議長（横道一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

○議長（横道一男君） ご報告いたします。

産業建設常任委員会において、委員長及び副委員長の互選を行った結果、産業建設常任委員長に永野範英君、同副委員長に滝沢仁君、以上のとおりそれぞれ当選決定した旨、報告がありました。

◎議会運営委員の辞職の件

○議長（横道一男君） ご報告申し上げます。

ただいま細川真理子君から議会運営委員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議会運営委員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

これにより、細川真理子君の一身上の事件に関しますので、細川真理子君は議場より退場願います。

（細川真理子君 退場）

○議長（横道一男君） 事務局より辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本間由美子君） それでは朗読します。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議会運営委員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

新郷村議会議長、横道一男様。

新郷村議会運営委員、細川真理子。

令和5年6月9日。

以上でございます。

○議長（横道一男君） お諮りいたします。

細川真理子君の議会運営委員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、細川真理子君の議会運営委員の辞職を許可することに決定しました。

（細川真理子君 入場）

◎日程の追加

○議長（横道一男君） ただいま議会運営委員が欠けました。

お諮りします。

議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員の選任の件

○議長（横道一男君） 追加日程第6、議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、8番、福山恵一郎君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員には8番、福山恵一郎君を選任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

（午前10時45分）

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

5日から始まった本定例会にご提案申し上げました全ての議案、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、人事案件の教育委員会委員及び固定資産評価審査委員の選任については、全て全会一致でご承認いただき、心から厚くお礼申し上げます。

会期中、議員皆様から寄せられたご意見、ご要望等については真摯に受け止め、副村長はじめ職員共々、村民のサービス向上や負託に応えられるよう努めてまいりたいと考えております。そして、ご承認されました議案内容については、適切かつ円滑に運用し、財政健全化を見据えながら事業の計画を図ってまいりたいと思っております。

春先から比較的良好な天候に恵まれ、農作業は順調に推移していると思っております。31日に、水稻進捗状況調査を実施しました。ほぼ100%に近い状況で田植えが行われております。今後は、良品質の農産物生産を目指す関係機関と連携し、指導に努めてまいりたいと思っております。

5年度の公共事業を早めに発注するなど経済回復を見据え、行政運営に努めてまいりたいと思っております。

長芋の植付けやニンニクの収穫、乾草の取り入れ等、農家は忙しくなります。コロナ禍は減少傾向にありますが、議員皆様におかれましては健康に留意され、村発展のために、今まで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、議長辞職により直ちに日程追加し、新議長になられました横道議員さんには議会運営はもとより、村政発展のため、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、副議長になられました細川真理子さんにおいても議長を補佐し、円満な議会運営にご尽力くださるようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

本日、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和5年第2回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月28日

議 長 横道 一男

前 議 長 福山 惠一郎

署 名 議 員 細川 真理子

署 名 議 員 村岡 和俊